

約款第 2 条のてん補危険の場合

提出書類	備考
1. 保険金請求書	別紙様式による保険金請求書
2. 損失額を確認できる書類	(1) 約款第 2 条第 1 号、第 2 号又は第 3 号に該当する事由による保険事故の場合 ① 約款第 3 条第 1 項の事故権利等について直前に評価した額を証するものとして、次の(イ)又は(ロ)のいずれかに定める書類 (イ) 被保険者の財産目録若しくは鑑定評価書又はこれに準ずる書類の写し（公認会計士等が当該書類の適正性を保証したものであって、約款第 2 条第 1 号の事由又は第 2 号若しくは第 3 号の損害が発生する前の直近のもの。） (ロ) 事業地国の治安の悪化により公認会計士等の保証又は書類の回収を行うことができない場合など、上記(イ)の提出が困難な場合は、その他の資料（公認会計士等が作成した合意された手続実施結果報告書など。） ② 約款第 3 条第 1 項の事故権利等について直後に評価した額を証するものとして、次の(イ)又は(ロ)のいずれかに定める書類 (イ) 被保険者の財産目録若しくは鑑定評価書又はこれに準ずる書類の写し（公認会計士等が当該書類の適正性を保証したものであって、当該事由の発生した後の最も時点の近いもの。） (ロ) 事業地国の治安の悪化により公認会計士等の保証又は書類の回収を行うことができない場合など、上記(イ)の提出が困難な場合は、その他の資料（公認会計士等が作成した合意された手続実施結果報告書など。） (2) 約款第 2 条第 4 号に該当する事由による保険事故の場合は、送金不能額を証する書類 (3) 約款第 3 条第 1 項第 2 号に規定する取得金若しくは取得可能金、同約款第 3 条第 1 項第 3 号若しくは第 2 項第 3 号に規定する回収した金額、同約款第 3 条第 2 項第 1 号に規定する支出を要しなくなった金額、又は同約款第 3 条第 2 項

	第3号に規定する支出した金額（以下、別表5において「取得金等」という。）がある場合は、それらを証するものとして、次の①から④の書類 ① 取得金等が金銭又は金銭債権である場合は、当該控除対象金銭等の金額が確認できる書類（銀行が発行する入金の確認可能な書類等） ② 上記①において日本貿易保険以外の保険会社等の保険による取得金等がある場合は、当該保険の契約内容を確認できる書類、当該保険における事故レポート、及び受領済み又は受領見込みの保険金の額が分かる書類 ③ 取得金等が金銭又は金銭債権でない場合は、当該取得金等の額が分かる書類 ④ その他日本貿易保険が取得金等の確認をするにあたり必要と認めた書類
3. 保険事故を確認できる書類	(1) 約款第2条第1号に該当する事由による保険事故については、当該事実に関する外国政府等による宣言、当該事実を報道した新聞記事の写し等当該事実を証する書類 (2) 約款第2条第2号に該当する事由による保険事故については、不動産に関する権利等が損害を受けた戦争、革命、テロ行為その他の内乱、暴動又は騒乱の事実を報道した新聞記事の写し等当該事実を証する書類及び不動産に関する権利等を事業の用に供することができなくなったことを証する書類 (3) 約款第2条第3号に該当する事由による保険事故については、同号イからホまでのいずれかに該当する事実を報道した新聞記事の写し等当該事実を証する書類及び不動産に関する権利等を事業の用に供することができなくなったことを証する書類 (4) 約款第2条第4号に該当する事由による保険事故については、同号イからホまでのいずれかに該当する事実を証する書類（当該規制及び措置に関する法令、当該事実に関する外国政府等による宣言、当該事実を報道した新聞記事の写し等）
4. 損失防止軽減義務の履行を確認できる書類	損失防止軽減措置を実施したことを証する書類
5. 担保権者からの委任状又は同意書	担保権が設定されており、当該担保権者以外の者が請求者である場合（保険の目的のみに担保権が設定されている場合は、当該担保権の状況に関する請求者からの説明のみとし、委任状又

	は同意書は不要。)
6. 保険証券	(1) 担保権者が請求者である場合は、保険証券の原本 (2) 上記(1)において被保険投資の内容の変更により変更承認証が発行された場合は、当該変更承認証の原本
7. 他の保険の請求状況を確認できる書類	被保険投資について、日本貿易保険以外の保険会社等との間で貿易保険と同様なてん補範囲となる保険が重複して締結されている場合は、その契約内容を確認できる書類

※上記提出書類は、日本貿易保険が認めた場合に限り、他の書類で代替することができます。